

最大搭載人員の多い洋上風力発電設備設置船に関する事項

改正規則等

鋼船規則 O 編

鋼船規則検査要領 O 編

改正事項

最大搭載人員の多い洋上風力発電設備設置船に関する事項

改正理由

洋上風力発電設備設置船に適用する要件を定めた鋼船規則 O 編 11 章において、最大搭載人員の多い船舶については、リスク分析に基づく対策を講じる等の特別な考慮を払うよう規定している。

しかし、デッドシップ状態からの復帰並びに主電源設備及び非常電気設備の要件については、非自航の内航船を念頭に要件を規定していたため、国際航海に従事する船舶に関しては、その取扱いが十分に明確ではなかった。

このため、当該取扱いを明確にすべく、関連規定を改めた。

改正内容

最大搭載人員の多い洋上風力発電設備設置船におけるデッドシップ状態からの復帰並びに主電源設備及び非常電気設備に関して、航路及び総トン数にかかわらず特別な考慮が求められることを明確にした。

改正条項

鋼船規則 O 編 11.7.1, 11.8.1

鋼船規則検査要領 O 編 O11.8.1